

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法
 振興局 03:後志 市町村 16:古平町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考](注1)		
		林班	小班				
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	102.56	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下		
		2	全域	66.20			
		3	全域	67.64			
		4	全域	72.04			
		5	1、3~12、14~20、22~33、35~40、42~46、51~62	60.20			
		6	7~25、28	21.40			
		9	全域	73.84			
		11	全域	64.59			
		12	1、2、6、8~17、19、20、22、24~30、32~42、44~46、48、50~70、72~89、91、96	38.14			
		15	1~13、25、31~42、49、53、57~68	78.77			
		16	7~16、18~28、30~34、41、42、44~46、49~51、53~71	89.36			
		22	全域	59.48			
		23	全域	61.84			
		27	1~49、51、52、58	84.56			
		28	1~15、21、24、25、30、31	99.56			
		29	1~3、5、6、8~10、12~25、29、38、55、58~62	49.59			
		30	1~10、12、14、16~44、51~64、70~73、75~83	64.82			
		31	1~11、15~20、22~28、30~32、35~37、41、48	68.38			
		33	1~24、26、27	80.24			
		37	全域	77.37			
		39	1、2、7~12、14~20、22~66、82	24.90			
		40	1~5、7~14、16~18、20~30、34~50、53~55、57	15.29			
			合計			1,420.77	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下		
	合計		0.00				
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)		該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下		
		合計		0.00			
	複層林施業を推進すべき森林	5	65~67	0.06	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する		
18		13	6.92				
21		47、88	6.40				
27		53、55、57	0.96				
28		16~18、20、22、26、28	11.98				
29		4、7、53、54、56	2.84				
30		15、45~50、65、69	5.68				
31		12~14、45~47、50	3.24				
32		2、44、48~50、52、66、67、70、71	4.29				
33		25	0.24				
34		1、2、9、11、12、46~49	20.74				
		合計		63.35			
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	5	2、63、64		0.14	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
12			90、92~95	0.55			
18	14		0.56				
21	43、44		1.68				
24	80~83		0.72				
25	11、18~20		3.24				
27	54、56		0.36				
28	19、23、27、29		1.31				
30	66~68		1.36				
31	51		0.48				
32	51		0.44				
34	10、34、37、40、43		8.32				
	合計		27.44				
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する		
		合計		0.00			
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法		該当なし				
	合計		0.00				

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上